

の規格を定めて居るものと全然之を設けて居ないものとの二種に別つことが出来る。其規定を持つ國は次記の如くにして、其の制限は各國區々である。

各 國 比 重 規 定

1	ベルギー	3.07
2	イタリー	3.00
3	ノールウエー	3.05
4	スウエーデン	3.10
5	スペイン	3.05
6	アルゼンチン	3.05
7	ブラジル	3.10
8	日本	3.05
9	カナイン・クランド	3.00

上記以外の諸國 英米獨佛等をはじめ多數の國々には其の規定がない。

ここに於て比重に關する三項目を提出して讀者の御教示にあつかりたいと思ふ。

一 比重の規格は存置すべきか。否か。其の理由如何。

二 存置するとせば、其數値を如何にすべきか。  
 三 但書以下の條文は必要なりや。否や。將又之を改正すべきや如何。(未完)

自動車専用道路と専用道路の爭

二三年前から内務省で自動車専用道路法案を樹て、ゐた事は屢々報道されてゐたが、近頃鐵道省で自動車事業法とやら言ふ法律案を起草したそうだ、其中に自動車専用道路と言ふのがある道路と通路、どこが違ふのだと質してみると、道路は一般自動車の通行するもの、通路とは一個人が乗合自動車だけを通行せしむるものだと、民衆の頭には速斷出來ない區別。なぜ斯様な區別をするのかと聞けば、内務省側は普通道路では自動車の效能を發揮することが出來ないから、自動車専用道路が發達したのであるから、普通道路の一形態として、一般自動車を通行せしむるのが當然だと言ひ、鐵道省側は、専用通路は鐵道と同じもので汽車が自動車に代つたものだと言ふ見地で、兩者が一物を二つに觀察して居る、役人の暇潰しには可い問題であらうが、事業者は何れに従へば可いのか惑つてゐる、行政の整理はまだ徹底してゐない、否や徹底せしむる先に外國旅費でも奮發して、鐵道省の御役人を一度伊太利まで派遣さして誤つた考を捨ててやうにして貰ひたいとは自動車業者一般の希望(路政僧)